



※3 貸付けを受けることができる期間は、貸付けが決定した以降の正規の修業期間です。

※4 他の奨学金と同時に申請することはできませんが、両方ともに受給することはできません(飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第2条第4項で定めるものを除く。)

(誓約事項)

- 採用されたときは、奨学生としての自覚を持って勉学に励むとともに、飯塚市奨学資金貸付基金条例及び同施行規則並びに関係法令を遵守し、奨学資金の貸付けを受けた後、返還等の義務が生じた場合には、返還等の義務を誠実に履行していくことを誓約いたします。なお、返還にあたり所得状況等について、市県民税課税台帳を閲覧、記録することを承諾いたします。
- 親権者又は未成年後見人及び保護者は、申請者が奨学資金の貸付けを申請することに同意し、飯塚市奨学資金貸付基金条例及び同施行規則並びに関係法令を遵守し、奨学資金の貸付けを受けた後、返還等の義務が生じた場合には、連帯保証人として奨学生本人とともに返還等の義務を誠実に履行していくことを誓約いたします。なお、返還にあたり所得状況等について、市県民税課税台帳を閲覧、記録することを承諾いたします。
- 奨学生と連帯保証人は、奨学資金の返還を滞納した場合は、利息制限法に規定する賠償額の範囲で延滞利息を支払います。

申請者本人の自己推薦欄(自筆で記入)※必須

これから学校や社会でがんばりたいことや、奨学金を借りてどうしていきたいかなど、自己推薦を申請者本人が記載してください。

※ボールペンで記載してください。

本人自筆

申請者の生活費・学資を負担する者の、申請者本人推薦欄(自筆で記入)※必須

保護者等から見て、申請者本人が頑張っていることや、奨学金を借りる事情のほか、申請者本人を推薦する文章を記載してください。

※ボールペンで記載してください。

保護者等自筆